

失われた行政文書

——戦中・終戦時における行政文書の廃棄について——

芳賀明子

はじめに

昨年、平成五年度第三回収蔵展「近代の文書」の展示を担当した際、当館収蔵の資料を広範囲にみる機会を得た。その中で、戦中及び終戦時における行政文書の廃棄に関する資料を三点ほど発見したので、簡単に紹介してみたい。

一点目は、昭和十九年（一九四四）三月に、大量の県の行政文書が供出・廃棄されていたことを示す庶務部の資料である。この時に、大正時代から引き継がれてきた旧郡役所の保存文書も一括して廃棄されている。二点目は、終戦直後における勤労動員関係文書の焼却処分の様子を記す県職員の手記、三点目は、民間の株式会社から市町村役場に向けて出された、戦時中の軍関係文書の廃棄を依頼する文書である。

戦後五十年を迎える今年、戦中・終戦時の行政文書の失われていった過程を振り返ることは、今後の文書の保存・管理を考えていく上で役立つ面もあると考え、まとめてみるとこととした。

一 昭和十九年三月の県行政文書の大量廃棄・供出について (旧郡役所文書の廃棄)

埼玉県の場合、明治・大正期の県行政文書は、戦災に遭わなかつたこともあり、他県に比較してよく保存されているといえる。しかし、ひとつ疑問であったのは、大正十五年に廃止された旧郡役所（北足立・入間・比企・秩父・児玉・大里・北埼玉・南埼玉・北葛飾の九郡）の文書が、県の行政文書としては残っていないことである。郡役所が廃止された時点で、大量の文書が廃棄されたであろうが、永年保存文書に関しては県に引継がれたはずであり、いつ処分されたのかが不明である^(注1)。

また、昭和期の県行政文書は、昭和十年代から終戦を経て昭和二十年代前半の重要な部分が、かなり欠落している。埼玉県では昭和二十三年に大規模な火災が発生し、その際、土蔵と倉庫に保管されていた半現用の書類は難を逃れたが、県庁舎内に置かれていた現用の書類は多数焼失してしまった。そのことが大きな原因といわれ

ているが、それだけでは説明のつかない面も多い。官房部・庶務部・

兵事部などの簿冊は、雑款のみが残されており、戦時関係の重要な文書が欠けている。また、官報などは、日米開戦の月と終戦の勅令関係だけが抜かれているなど不自然な点が多い。火災による焼失以外に、終戦時に大量の文書が処分されたのではないかとの可能性が大きいが、特に記録としては残っていない。わずかに雑款のみが残っている昭和十八年度の庶務部の簿冊（昭四三一一）の中に、文書廃棄の手掛かりがあつたので紹介したい。この資料は、戦時中に特有の粗悪な半紙にガリ版刷りされている。

〔資料一〕

十九文統発第一一號

昭和十九年三月十三日

各課長殿

文書統計課長

保有文書整理ニ関スル件

決戦非常措置要綱ニ基キ、今般官庁ノ保存文書ニ徹底的再検討ヲ加エ、真ニ必要ナルモノ以外ハ總テ之ヲ廃棄スルコトニ相成候ニ付テハ、差當リ本県トシテハ、庶務細則第三十九条（文書編纂及保存ニ關スル条項）ヲ改正シ、左記ノ通保存期間ノ短縮ヲ図リ、以テ徹底的整理ヲ断行致ス事ニ決定致シ候、其ノ結果別表記載ノ編纂文書ハ此ノ際廃棄致ス事ト相成候条、右御了知相成度、此及通知候也、記一 第二種文書（十ヶ年保存ヲ五ヶ年ニ改ム）

失われた行政文書

一 第三種文書（五ヶ年保存ヲ一ヶ年ニ改ム）

一 第四種文書（特別整理）

從來第四種文書ニ属セシ一ヶ年保存ノ文書ハ、完結ノ都度文書統計課引継ギ、其年限リ廃棄スルモノトス

（以下鉛筆書）

第一種文書ハ從前通ナルモ、旧郡役所ヨリ引継ガラルモノハ、殆んど廃棄スル

廃棄書類ノ再検討ノ為、各課ヨリ倉庫ニ出頭、保存スペキモノヲ調査スルコト

日取ハ後日文書係ヨリ連絡アル筈

（昭四三一一一五）

資料一は、文書保存年限を大幅に変更・短縮することにより、行政文書の大量の廃棄を断行しようとするものである。また、最後の部分は鉛筆で書き加えられたものだが、これにより、それまで保存されていた旧郡役所から引継がれた第一種の文書を總て廃棄しようとしていることがわかる。続いて次の日付で通知（資料二）が出て

〔資料二〕

十九文統発第一一號

昭和十九年三月十四日

庶務課長殿

文書統計課長

保存文書整理二閲スル件

度

保有物資回収要項

今般各課事務主任者會議ノ席上ニ於テ、首題ノ件ニ閲シ御協議申上置候処、右廃棄文書中、尚残存ノ必要アル書類等有之候ハゝ、此ノ際左記日時ニ、貴課係員ヲ當課倉庫へ出向セシメ、保存ノ手配相成度、右通牒候也

記

三月十八日午前九時

(昭四三一二一五)

資料二は、四日間で保存すべき文書を検討・選別し、それ以外の倉庫の保存文書は全て廃棄するとの通知である。

そして、同日付で会計課からは次の文書（資料三）が出ている。

〔資料三〕

十九会発第一三四七一號

昭和十九年三月十四日

各課所長殿

埼玉県官房長

官厅ノ文書物品等ノ整理並ニ其ノ積極的活用供出ニ閲スル件
標記ノ件ニ閲シ、次官會議ノ決定ニ基キ、内務省ヨリ別途通牒有之
候条、別紙実施要項ニ依リ、供出ヲ実施スルコト相成候ニ付テハ
之ガ実施ニ当リテハ、平時の又ハ長期計画的観念ヲ離脱シ、挙テ直
接戦力ノ増強ノ一点ニ集中、保有物資ニ徹底的ナル再検討ヲ加ヘ戦
争遂行上緊要ナル部面ニ之ヲ転活用すべく、積極的措置ヲ講ゼラレ

- 一 趣旨本回収ハ広ク官公署ニ於ケル保有物資ノ積極的ナル活用供出ヲ以テ、戦争遂行上緊急ナル部面ニ之ヲ転活用ノ為、提供スルニアリ
- 二 本回収物資・範囲ハ左記ニ依リ、積極的ニ考慮スルコト

- 1 備品類（其ノ儘使用シ得ルモノ共）ハ徹底的ニ再検討ヲ加ヘ、
当分使用ノ見込ナキモノハ勿論、現用品ト雖モ、真ニ必要ナル
モノ以外ハ供用ヲ廃シ、極力之ヲ供出ノコト
- 2 特ニ卓子掛、椅子覆等ノ類ハ原則トシテ全面的ニ撤去シテ之ヲ
供出スルコト
- 3 破損品ハ真ニ必要ナルモノ以外ハ、修理ノ上使用シ得ルモノト
雖モ、全部之ヲ供出スルコト
- 4 必ズ供出スベキ保有物資類

イ 不用品（不用図書、雑誌類共）ハ此ノ際、全面的ニ整理ヲ
遂ゲ供出ノコト

- ロ 不用文書ハ速ニ廃棄手続ヲ完了シ、全部之ヲ供出スルコト
- 三 回収準備及び整理
 - 1 供出物件ハ国費（内務省、厚生省等各所管毎ニ）及ビ県費ノ区
分ヲ明確ニ標示シ各課（所）別ニ整理スルコト
 - 2 各課（所）長ハ保有物資供出物件調書ヲ別紙様式ニヨリニ通作
成シ、昭和十九年三月二十日迄ニ提出（会計課長宛ニ送付ノコ
ト）スルコト

3 供出物件ノ取纏メハ本月二十五日迄ニ完了シ置キ、追テ通知ス

ル指定日ニ齟齬ノ起ラヌ様準備シ置クコト

4 供出物件ノ集積場所及日時供出物件ノ集積場所及日時ハ追而通
知ス 以上

(鉛筆書) 追而物品主任ニ文書ニテ連絡ノ予定

保有物資供出物件調書 何々課(所)

品目	数量	現存状況			備考
		其ノ儘使用	修理ノ上使用	使用不能	
得ルモノ	可能ノモノ	ノモノ			
目方ハ会計ニテ記入 (此の部分鉛筆書)	(何括トスルコト)				

備考

一本書ハ標準規格B4又ハB5版用紙ヲ以テ二通作成ノコト
二国費(内務省、厚生省等所管別ノコト)及ビ県費分ヲ各別
紙トスルコト (昭四三一二一五)

資料三から、不用文書は一括してくくり、大量に廃棄・供出され、その後、再生紙化されたのではないかと推測される。しかし、文書廃棄の意図が、あくまでも、物資供出・リサイクルだけなのか、或は、戦局の推移から、敗戦時の文書処分を睨んでのものだつたかは不明である。

この資料に庶務課での廃棄の添付書類がついている。椅子四脚と不用文書百六括を廃棄するというものである。県庁全体での廃棄量

は庶務課の量から換算するとかなりのものになつたと思われる。

前述の資料一～三から、昭和十九年の時点で、大幅な県行政文書の廃棄が断行され、旧郡役所から引継がれていた第一種文書は不要な椅子などと一緒に、供出・廃棄されてしまったこと、また、同時に、県の第二種以下の文書も、保存年限を大幅に短縮して廃棄されていったことがわかる。

しかし、それ以外の県の第一種文書については、従来通り保存されていたはずである。それらの文書の終戦時の処理について次の資料を見ていただきたい。

二 終戦時の行政文書の書類焼却処分について

(前沢家文書から)

前沢孝氏は埼玉県職員として長く労働行政に携わつてこられた方である。前沢家文書には、二点の文書があり、この資料は氏が亡くなつた後、御子息から寄贈されたものである。一点は、戦後まもなくの県の労働行政の行政文書の簿冊で、一部が県史の資料編に採録されている。今回紹介する資料は、半紙に鉛筆で書かれた十三頁の薄い手記(前沢家文書No.2)で、「戦争突入から労働省のできるまで」元埼玉県人材銀行主幹前沢孝」と表紙にある。日付が、52.9.21(木)とあり、最後の部分に「三十数年間を綴ることは長くなりますので、主に戦争時から終戦直下まで、あまり参考になりませんが、私の記帳から抜書しました」と書かれているので、手元

にある当時の手帳等を見ながら記述した回想であり、何かの草稿かと思われる。

氏の経歴は、昭和十八年に県の文書統計課から警察部工場監理課職業係（後の勤労課）に配置異動になつてゐる。以来、終戦時まで国民勤労員行政に携わり、戦後は、粕壁勤労署久喜分署を始めとして職業安定所等に勤務され、退職後も職業紹介関係の団体等に勤めておられたようである。県史編纂時に、職業安定所の現場の方が「労働行政に詳しいのは前沢さん」ということで紹介されたということだが、既に他界されており、この行政文書の簿冊と草稿が文書館に寄贈されたとのことである。

几帳面な方で、長く手帳の類をつけられておられたらしい。この草稿の中にも、戦争中の県庁の知事室や特高の部屋の配置、勤労課の机の配置図、月毎に行なつた動員業務の記事、県内技能登録者（職種別）及び年齢別の状況と需要・供給の実態報告書を、極秘で四半期に一度ずつ、内閣情報局及び浦和連隊区司令部に報告していた事などが記述されている。配置図からみると、前沢氏は勤労動員課業務係の末席から二番目で、職名は嘱託であり、まだ三十代の若い職員だつたと思われる。

この草稿が書かれたのは、戦後三十年余り経つての回想に基づいているとはいゝ、記帳からの抜書きという点で、信頼性は高いといえる。以下、少し長くなるが、終戦当日の県庁内の様子と、その後の公文書の焼却に触れた部分を抜粋してみる。

〔資料四〕（以下原文のまま）

◎昭和二十年八月十五日

この日、平常通り国民服にゲートル巻で身をかため、日常の動員業務を全員で勵んでいたところ、何にも知らない私達は勝つたのだと思つた。しかし、午前十時頃、秘書課より府内放送があつた。その放送内容は、（正十二時より帝国政府より重大放送があるから府員全部及び各種団体の職員は、県議会議室に午前十一時四十五分までに集合すること）との内容であつた。時刻までに国民勤労動員課では、課長始め全員が入場した。

既に県の首脳部を始め続々と集合していた。議事堂の演台には「ラジオ」が備えられてあり、その脇には六個の椅子が見えた。間もなく、知事閣下を始め官房長、内政部長、經濟部長、学務部長、警察部長の順に席についた。

会場は一段と静肅となり、秘書課長より、これより重大放送になりますと言葉が会場に流れ、やがて正十二時の時報が告げられて、天皇の御放送になると、知事閣下を始め壇上の部長さん達は起立して聞いている。まもなく、閣下は臉をハンカチでおさえ聞き入りているが、一般席は、あちこちから啜泣きの声もあり、静然としていた。やがて重大放送も終り、それぞれ部所についたのであつた。

今考へると、三十二年余り過ぎているが、この間のような気がしてい る。目の前にその姿が写っている。

◎八月二十三日～九月末日

戦争は終った感じはしない。しかし、府内放送では、部課長会議の放送が流れていた。

◎課長より指示

重要書類の整理は本省より通達があるまで待機との指示、その後、課長は毎日のように府内の部課長会議や厚生省に出張等で極めて多忙のうえ、県内の動員署長会議などと、課内の書類整理、区分を明確にして、重要書類の焼却するよう、課長より指示がありました。

毎日のように指示に従つて書類を区分し、殆ど動員業務の書類は構内の焼却場で焼きました。日々焼くだけではなく、私は書類一枚一枚めくりながら、一冊の綴の書類は幾百人の手で何十時間かかって、また、書類の決済欄には認証印が押捺してある。しかし、重要書類には知事閣下を始め、関係部課長及び関係主任属官等の認印が二十数個押捺されており、どんな書類であつても敗戦には勝てず、焼く以外はない。そのうち、占領軍に押収され、取り調べられるとの指示もあつた。

既に政府において発表していた、八月二十六日米軍総司令官マッカーサー元帥が日本政府高官の出迎えを受け、天皇と会い、その後東京丸の内三菱本社（米軍総司令部）に到着となると、新聞で発表していた。

（前沢家文書No.2）

この文章からは、自ら作成した書類を、焼却せざるを得なかつた前沢氏の無念さが伝わってくる。三十数年経つても、その時の感情は消えておられなかつたのであろう。

勤労動員関係の文書については、厚生省の所管であつたため、上記のように、国の指示により、重要書類は全て焼却されてしまつた

が、県の他の課所の戦時関係の書類についても、国からの指示の下、同様の処理が行なわれたであろうことが推測される。しかし、記録としては残されていない。これについては、当時、県の職員として勤務されていた方々などから、終戦時の県の行政文書の処理について、聞き取りという形でも調査しておく必要があるのではないかと思う。

三 軍部関係書類焼棄依頼について

（埼玉県酒類販売株式会社秩父支店）

現在、当館では、欠落した戦中戦後期の県の行政文書を補完するために、「戦中戦後行政文書補完事業」を行なつてている。これは、県内の市町村（合併前の旧村役場）等に残された当時の行政文書の綴りから、県が出した通知等を抽出選定し、マイクロフィルムの撮影・紙焼版の作成により、収集整理するものである。この事業は、本年度で完結予定であるが、現在までに上尾市・大宮市・川越市・秩父市・小川町等に残る昭和十年代から三十年代にかけての約五万点の文書を複製した。また、三冊の目録によつて検索が可能となつていており、この中には、非常に貴重な戦時関係の多方面にわたる文書が含まれている。

次に紹介するのはその中の一点で、民間の会社から、市町村役場に対し、戦時中の文書の焼却について依頼したものである。

昭和廿年八月廿九日

埼玉県酒類販売株式会社秩父支店

おわりに

軍部関係書類焼棄ニ関スル件

首標ノ件ニ関シ、其ノ筋ヨリ通知ノ次第モ有之候旨、本社ヲ通ジ旨示有之候ニ付、至急整理ノ上、御決行相成度、右通知候也

一 各町村荷扱所ハ酒類配給ニ関シ、軍関係書類ハ焼棄スルコト

一 各町村役場ハ八月十五日以前ハ焼棄シ、其後ハ別冊トナシ置ク

コト

一 右事項手配ズミノ上ハ、本通知書ハ焼棄ノコト 以上

(C一五六七〇一一二)

こうして失われた行政文書自体は二度と戻つてこないが、てだてを講ずることにより、違う形で再生させることができる。一つは、当館が実施した戦中戦後期の補完事業である。合併前の旧村役場や学校、図書館等、戦時中の文書の廃棄が行き届かなかつた小規模の行政体や組織、各団体の文書を探し、それらの文書が、現在市町村のどこにどういう形で保管されているのかを丁寧に調査し、戦中期の行政文書の簿冊の綴りを丹念に追つていくことから、国や県では焼却等により失われてしまつた行政文書の内容を知ることができる。

この依頼文書は、高篠村（現秩父市）の村役場の配給の簿冊に綴込まれていたものである。味噌・醤油・マッチ・清酒など様々な配給の書類が收受順に綴じられており、特に、戦後手を加えた様子は見られない。この文書も手配後焼棄せよとの指示に従わず、そのまま綴込まれ、保存されていた。資料五のように、書類の処分を指示した文書 자체を焼却・廃棄されることも、この時期多々行なわれていたのではないだろうか。進駐軍に対して、徹底的な文書の処分が様々なルートから行なわれていたことがわかる文書である。

もう一つは、個人が何らかの理由から手元で保管している行政文書を探すことであろう。行政文書は原則として個人が持ち出せない

はずだが、特に戦前の簿冊形態のものについては、様々な経緯から自宅で保管されている場合がある。今回、古文書の近代資料を見て驚いたのは、個人の寄贈・寄託資料の中に多くの行政文書が含まれていることであった。特に、行政の特定の分野で情熱をもつて仕事をされてきた中堅の役人の方は、廃棄された文書を捨て難く、一生天涯持ち続けて亡くなれる場合がある^(注2)。また、当時の行政文書は簿冊形態であつたため、第一種の文書であつても、業務の担当者の簿冊に綴込まれ、担当者が替わる際引き継がれず、そのまま手元に残っている場合もある。遺族の方から、県の行政文書があるからといふことで御寄贈いただいた資料の中には、県に残っていない貴重なものも多く含まれている。また、行政文書という形でなくとも、役人生活の中で日々つけていた手帳、記録、日記類も、当時の行政を解明していく上で貴重な資料となっていく。戦中期に行政に携わつていらした方の戦後五十年経つた今の年齢を考えると、是非、何らかの形で働き掛けが必要ではないだろうか。

時代を生き延びた戦中期の行政文書や記録類を散逸・廃棄せずに、文書館や資料の保存利用機関で収集・保存していくぎりぎりの時期を迎えているのではないか。失われてしまつた戦中期の行政文書を蘇らせていくために、今考えていくべき緊急な課題だと思う。

(平成七年一月 記)

注 1 古文書として当館に寄託されている見沼代用水土地改良区の文書

中には、北足立郡役所の水利関係文書がかなり収蔵されており、また、県関係の個人の資料の中にも旧郡役所の文書が散見される。

注 2 現在、各文書館では、廃棄された行政文書から歴史的価値のある文書を収集・保存しているが、同様のことを個人で行なつていたとも考えられる。